

## 第 2 5 回利根町自治基本条例検討委員会 議事録

会議名	第 2 5 回利根町自治基本条例検討委員会	
日時	令和 4 年 3 月 2 3 日（水） 午前 1 0 時 0 0 分から 1 1 時 4 5 分まで	
場所	利根町役場 4 階 4 - A 会議室	
出席者	委員	坂野委員長，加藤委員，市川委員，船川委員，飯塚委員，岩戸委員，加川委員，菅沼委員，寺島委員
	事務局	政策企画課 川上課長、服部課長補佐，高野政策支援員，栗原主任，蓮沼主任
欠席委員	手塚副委員長，猪鹿月委員，鈴木(弘)委員，吉岡委員，新井委員，大越委員，鈴木(亜)委員	
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開 会</li> <li>2 「国，県及び他の地方公共団体との連携及び協力」について</li> <li>3 「条例の見直し」について</li> <li>4 次回の開催日について</li> <li>5 その他</li> <li>6 閉会</li> </ol>	
配付資料名	第 2 5 回利根町自治基本条例検討委員会 次第 資料 1 （仮称）利根町自治基本条例 危機管理について（素案） 資料 2 （仮称）利根町自治基本条例 国，県及び他の地方公共団体との連携及び協力（素案），条例の見直し（素案） 参考 自治基本条例 「条例の見直し」比較表 参考 自治基本条例 「国，県及び他の地方公共団体との連携及び協力」比較表	
議事内容	次ページ以降の通り	

	<p><b>1 開会</b> (事務局が資料確認)</p>
委員長	<p>次第に入る前に、前回「危機管理」に関する条文について、条文の順番を入れ替えるという話が出ていた。事務局から前回の経緯を含めて説明いただく。</p>
	<p>(資料1「(仮称)利根町自治基本条例 危機管理について(素案)修正案」に基づき事務局より説明)</p>
委員長	<p>前回の内容を踏まえて、案を提示していただいた。これでよろしいか。</p> <p>(一同了承)</p>
	<p><b>2 「国、県及び他の地方公共団体との連携及び協力」について</b> (資料2「(仮称)利根町自治基本条例 国、県及び他の地方公共団体との連携及び協力について(素案)、条例の見直しについて(素案)」上段に基づき事務局より説明) (参考「自治基本条例「国、県及び他の地方公共団体との連携及び協力」に基づき事務局より説明)</p>
委員長	<p>こちらの条文に関して、何か意見ないしは質問はあるか。</p>
委員	<p>他の自治体では、最後の文言が「努めなければならない」と、義務化しているが、今回の素案では努力義務になっている。</p>
事務局	<p>語尾をです・ます調にするにあたって、「努めなければならない」となっているところを「努めます」と表現した。</p>
委員	<p>「努めます」だと努力義務になる。義務にするのであれば他の言葉がいいと思う。</p>
事務局	<p>「協力します」とした方が良いか。</p>
委員	<p>義務にするならそのような文言になってくると思う。</p>
事務局	<p>義務的な意味にしたいという意図はあったが、です・ます調のためにこのような表現になってしまったので、「協力します」という文言に修正する。</p>
委員長	<p>他の自治体にも「国、県及び他の地方公共団体との連携及び協力」について」とあり、国の場合は、連携、協力といったイメージとは少し違うイメージがあると思う。1999年地方分権一括法というものができ、今までは国があって、県があって、その下に市町村があるというイメージである。ところが、2000年4月からは法的には国も都道府県も市町村も、対等、協力的な関係になっている。なので、このように連携し、協力するという言葉になっている。そもそも、連携、協力という言葉は対等でなけれ</p>

ば出てこない言葉である。国や県の方がえらいということではなく、対等であるということイメージしていただきたい。次に、連携あるいは協力という言葉について、地方公共団体ないしは自治体の連携というのは今非常に盛んになっている。広域連携という言葉がよく言われており、広域連携というのは、例えば利根町だけではできない行政サービスをいくつかの自治体でみんなで行っているといったものである。加藤先生から説明していただく。

加藤

利根町も近隣の市町村、龍ヶ崎市などと連携していろんなサービスをやっていると思う。最近では近隣だけではなく、先日も大きな地震があったが、災害があった場合に遠い自治体との連携といった取り組みも行われている。近隣ももちろん重要であるが、最近では少し遠い自治体との連携の重要性も高まってきている。

委員長

もともと地方自治法上に決められた広域連携の仕組みというものはあるが、法律にない広域連携の仕組みもある。加藤先生がおっしゃったように、例えば龍ヶ崎市や取手市などの近いところと連携することを近地協定、あるいは近地連携と言っている。それに対して、例えば利根町が被災した際は、取手市も龍ヶ崎市も、対岸の我孫子市も被災しているのだから、遠いところと連携する。利根町の人口は約1万5000人で、利根町が被災したら逃げなくてはならない。そうすると、逃げるための同規模あるいはそれ以上の、受け入れてもらえるような場所と連携することが多い。実際の例では、龍ヶ崎市が東日本大震災の際に、富山県の高岡市や静岡県三島市から助けが来た。なぜかという、富山県高岡市、静岡県三島市、龍ヶ崎市はコロッケでまちおこしをしており、3つのまちおこしのつながりを「3コロッケ」と言っている。富山県や三島市は遠いので、水を持ってきてくれたということである。そういうことで、遠いところの方が何かあったときには、助けに来れる、あるいは避難できるということで、近年の危機管理では遠いところと連携するという場合がある。これを遠地協定ないしは遠地連携という言葉を使っている。今後ますます従来の近地での連携だけではなく、さまざまな形の連携が出てきている。住民の移動というのは、生活圏もかなり広がっているのだから、ますます自治体間の連携というのは必要になってきているということを皆様にお伝えしたいと思う。国、県及び地方公共団体との連携及び協力についてはここで締めさせていただきますと思う。

### 3 「条例の見直し」について

(資料2「(仮称)利根町自治基本条例 国、県及び他の地方公共団体との連携及び協力について(素案)、条例の見直しについて(素案)」下段に基づき事務局より説明)

委員長

まず、参考「自治基本条例 「条例の見直し」比較表」をご覧ください。これは案なので、最低限のことしか書かれていない。他の自治体のものは文章が長くなっていると思うが、わかりやすく簡略にということ、最低限のものしか書かれていないということである。次に、「検討」や、「普及啓発」といった話が書かれていない。これについてどうするかということである。3つ目に、そういったものの組織を作るかどうかということである。組織を作るというのは、例えば推進の委員など、そういったものである。利根町の自治基本条例を作ってきた経緯としては、何か組織という

	<p>のは、個別に条例を作るという形でやってきているので、この案には書かれていない。他の条文と合わせた形になっているが、重要な部分であるということを知っていただきたいと思います。</p>
委員	<p>条文としては龍ヶ崎市に近いと思う。「見直しを行う」ということが条文に規定されているということである。この自治基本条例に、条例がどれだけ運用されているかという検証を定期的に行うということ、また、そういったものを行う組織を設置するというを詳しく記載するのか。もしくは、龍ヶ崎市やこの案の様に、簡素にしておいて、あとのやり方などの詳細に関しては、個別に作るということもできると思う。どちらがいいかというのを議論できればいいと思う。</p>
委員長	<p>今の委員から提案があった。簡素ということであったが、そういったあっさりとしたものがあるのか、細かく決めた方がいいのかという2つの選択肢がある。この2つについて、皆様の意見をいただきたい、</p>
委員	<p>参考資料の他の自治体と比べると、シンプルになっていて、キーとなるところだけが載っていると感じた。個人的には基本のことだけ書いてあればあっさりでもいいと思う。</p>
委員	<p>悩ましいが、あっさりでもいいと思う。ただ、文章が短すぎてさびしい印象がある。</p>
委員	<p>難しい言葉ではなく、読んでわかるようにあっさり書かれていた方がいいと思う。</p>
委員	<p>私はこのくらいの文章がいいと思う。他のところとの比較表を見ていると、頭に入っていない。「必要に応じて見直しを行います。」という言葉が入っているので、必要があれば変えるということがわかればこのままでいいと思う。</p>
委員	<p>私もあっさりの方がいいと思うが、「必要に応じて」というところの主語がわからないと思う。</p>
委員長	<p>ひととおり意見を伺った上で、主体は誰なのかという議論もしたいと思う。</p>
委員	<p>私もあっさりの方がいいと思うが、一点だけ確認させていただきたい。龍ヶ崎市の方では「社会経済情勢等の変化を勘案し」と、「勘案」という言葉を使っているが、利根町の方は「踏まえ」になっている。なぜここを「踏まえ」にしたのか。私としては、「勘案」の方がより広い意味で、個々の感じ方などといった部分にまで含まれると感じたので、そのあたりを事務局に説明いただければと思う。あとは、先ほどの委員がおっしゃっていた、「必要に応じ」のところであるが、最初に「町は」となっているので、この一言で限定しないことで、逆に町がいろんな柔軟な対応をできる可能性が含まれている印象を持つ。限定すると、そのとおりにしなくてはならないと範囲が制限される印象を持つので、できればそこも議論できればと思う。</p>

委員長	2点あったが、1点目が「踏まえ」という言葉。これが龍ヶ崎市では「勘案」となっているということである。この2つの違いについて事務局から説明してほしいということであった。2点目は、この「必要に応じ」の主語を明確にするかどうかという議論があったが、これは後ほどでもよろしいか。
委員	はい。
委員長	では、1点目について事務局から説明いただく。
事務局	「勘案」ではなく「踏まえ」を使った理由に関しては、案を作成する際に文章を平易な言葉に言い換えようという意図があった。しかし、「勘案し」というところを「踏まえ」に言い換えたことについて、意味を踏まえて意識的に変えたということではない。
委員長	総務課長としてはどうか。
飯塚	印象として、「踏まえ」というと少し受動的な感じがする。「勘案」となると、主体性がある程度そこにあって、自らが見つけに行くということまで感じられる。「踏まえ」だと、情報が来て、それに対応していくというような、待ってる印象がある。
委員長	「勘案」という言葉は、普段使わない言葉なので少し難しい気がする。この短い文章の中に「勘案」と入れると浮いてしまう気がする。何か替わる言葉はないか。
委員	中を抜いて、「社会情勢等の変化に応じ」とするのはどうか。「勘案」という言葉を使わないのであれば、そういうやり方もある。
委員	「勘案」という言葉があまり日常的に使われず、難しいという印象を与えるからここでは使わない方がいいということか。
委員長	そのとおりである。
委員	「勘案」と言われてもどういう意味かわからない。「勘案し、必要に応じ、この条例の見直しを行います。」となると、先ほどの案を読んだ時は理解できたが、「勘案」という言葉が入ると、なぜこの難しい言葉を一行で終わらせるのかという印象を持った。あっさりにするのであれば、「勘案」という言葉はピンとこない。
委員	自治基本条例を作っていく中で、「こういう形にしよう」と文言は決まってきたと思う。第1回の委員会から時間が経っていて、どういう内容になっていたか記憶が曖昧なところもあり、言い回しも流れがあると思う。その流れを見た上で、この文章が流れと整合しているかどうかで確認できたらいいと思う。今までの途中段階の資料があると、このような言い回しで迷った際に、方向性を決める参考になるのではないか。

委員長	<p>最終的には全部の条文を並べて、皆様と一緒におかしいところがないか、これでいいかという議論をしなくてはいけないと思う。最終的にはそのような形になるが、ここでは「勘案」というと、さきほどの委員がおっしゃったように浮いている印象を持たれても仕方ないと思う。「変化に応じ」というのもあるし、杉戸町のものを見ると、第32条の2項で「社会・経済情勢等の変化に対応させるため、必要に応じ」という言葉も使っている。いずれにしても、一般の人が読んでわかりやすいものが一番いいと思うので、どちらでもいいが、これから最低限いれなければいけない文言も皆様と議論しなくてはいけないと思う。</p>
委員	<p>見直しのプロセスが書かれていないことが心配である。書かれていないということは、「町は」という主語が書かれてるのであれば、見直しを行うには行政側が提案をして、議会が決定するという事しかなくなる。住民の意見はどうかということところが心配である。他のところでは推進委員会などがあるが、例えばこの検討委員会を利用して、見直すときには住民の意見を聞く場を設けるなど。全面改定をしない限りはパブリックコメントまではしなくてもいいと思うので、その代わりにするものとして、この検討委員会を利用して町民の方の意見を伺うということが必要なのではないか。そのプロセスをどうするかが記載されていないので、そこはこのままでいいのか確認するという議論はしていただきたい。</p>
委員	<p>私はあっさりでもいいと思うが、今の委員の意見を聞いて、確かにそうだなと思う。</p>
委員	<p>規則に委任する形でもいいのか。</p>
委員長	<p>今までの流れではそうしていたので、いいと思う。では、皆様のご意見としてはあっさりにしようということになった。まずはそれでよろしいか。</p> <p>(一同了承)</p>
委員長	<p>次に、「必要に応じ」というところである。そしてその主語という点で、先ほど何名かの委員から提案があった。解決策としてどうか。</p>
委員	<p>手続きに関する詳細な部分は規則に譲るというやり方はあると思う。</p>
委員長	<p>個別の手続き云々ということは書かないで、最低限の文言にして、個別の規則や条例にゆだねるというやり方もしている。このあたりは総務課長としてはそれでよろしいか。</p>
飯塚	<p>補足というのが最後について、規則への委任などがあるが、そこで「必要な事項は規則に定める」というのがあれば、規則を作るときに条例の見直しににあたってはこういう手続きを踏むということを書けば大丈夫なので、この条文はこのままでも規則にゆだねることができる。</p>

委員長	このままでもいいということであるが、「町は社会情勢等の変化に応じ、この条例の見直しを行います。」と言った場合に、これはどうであるか。
委員	規則の作り方次第なので、条例の見直しにあたってはこういう手続きを踏むということさえ規定すれば問題ない。
委員長	そういうことであるので、短い条文になるが、「町は社会情勢等の変化に応じ、この条例の見直しを行います。」あるいは「見直し」を「検証」にするのかというものもある。
委員	少し気になるのは、社会情勢が変化した時には必ず見直しを行うというニュアンスになる。社会情勢が変化しても、この条例を変える必要がない場合もあるので、そのために案では「必要に応じ」を入れている。「応じ」だけにしてしまうとそこは少し疑問が残るかと思う。
委員長	ここまでくると、条文の作り方だと思うので、そこは事務局との議論でいいと思う。時間の関係もあるので、ここでまず皆様に確認で、あっさりでということであったが、最低限他に何を入れなくてはいけないのかという議論が出てくる。例えば、見直しだけではなく、検証という言葉を入れた方がいいといったことであるが、お気づきの点があればお願いしたい。
委員	入れるとすれば、「定期的に見直し、検証を行います」といったことをもうひとつ別の条文として入れることはあると思う。あとは、「普及啓発」というのも、参考資料の杉戸町の第33条のような形で入れるということもあると思う。
委員長	2つ話があった。見直しだけではなく、「検証」という言葉である。「検討」という言葉でもいいかもしれない。次に、「推進」、「普及啓発」というこの言葉があった方がいいだろうと発案いただいた。これについてどう考えられるかということである。見直しだけではなく、「検証」、「啓発」といった他の言葉もあった方がいいのかというのが1点。他にこんなことがあったらいいんじゃないかというのがもう1点である。細かい条文の書き方に関しては事務局と議論の上、なるべく簡単なものを作りたいので、まずは皆様の考えをお聞かせいただきたい。
委員	個人的な感覚であるが、「検証し」という言葉がいいと思った。杉戸町の例を読んで、「検討」よりも「検証」の方がしっかり考えてやっているイメージを感じたのと、「普及啓発」の条文も作るというのは、必ずほしいというわけではないが、素案のままでは短すぎると思っていたので、この下にもう一つその条文があってもいいと思う。
委員	見直しに加えて検証はあった方がいいと思う。確認であるが、「町」の定義としては、行政、議会と町民は入っていたか。

事務局	<p>「町」は、行政と議会を指すので、町民は含まれていない。</p>
委員	<p>町民から見直してほしいということも言えるかと思うが、町民から要望があつて、町が必要だと判断するケースもあると思う。判断した場合には検証して見直すこともあるということだと思うので、どうかと思う。</p>
委員	<p>私は素案のままでいいと思う。この「見直し」というところに、検討や検証の意味は入っていると思う。「町は」という主語も、その後に「社会情勢等の変化」とあるので、この「社会情勢等」の中に町民が含まれていると思う。個人的には「町に何かあった時だけ見直します」というよりは、「町民、社会、世界の状況が変わった時に町が町民のことを考えて見直しを行います」という意味だと理解したので、このままでいいと思った。「推進」、「普及」に関してはこの条文には入れずに、別の条文としてならあってもいいと思う。</p>
委員	<p>「社会情勢等の変化に応じ」というところについて、事務局と結論を出すと委員長はおっしゃっていたが、私はそこは大事な部分だと思うので発言させていただきたい。「勘案」と「踏まえ」では微妙に意味合いが違うと思うが、やはり日常生活で使わないという話もあったので、元の「変化を踏まえ、必要に応じ」という、この「必要に応じ」が私はキーワードだと思うので、先ほどの「勘案」という案は引込めたいと思う。「勘案」の方が望ましいとは思いますが、やはりこの「変化に応じ」と、「変化を踏まえ、必要に応じ」では、随分意味が違うと思う。そして、条例の普及啓発の部分であるが、杉戸町の第33条の「普及啓発」という部分はあってもいいと思う。文言については議論の余地があるのかもしれないが、私も広く町民の皆様に対する普及、啓発に努めていきたいと思うので、皆様で議論していただきたい。あとは、他の文言については先ほどあっさりというのを支持したので、条例の見直しの部分に関しては素案のとおりでいいと思う。</p>
委員	<p>私は条例の見直しの条文に「検証」という言葉を入れた方がいいと思い、考えてみた。「町は、社会情勢等の変化に対応させるため、必要に応じ検証し、条例の見直しを行います。」とするのはどうか。</p>
委員	<p>私はこの条文で基本的にはいいと思う。ただ、普及活動に関しては、条文を作つてまでは必要ないと思う。</p>
委員	<p>見出しが「条例の見直し」ということになっているので、いいと思うが、ただ、「検証」に関しては、条例の公布というのはあくまでも自治基本条例のスタートということなので、実際にどのように条文が浸透して、町にどのように浸透して、議会にどのように浸透していくかというのはどこかで見究める必要はあると思う。規則への委任で十分だと思うが、「必要に応じ」というよりはどちらかというところ「定期的」とかの「検証」というのはどこかにあった方がいいと思う。というのは、この条例が施行されたときには、議会で「条例が施行されましたが、どのような状況か」と議員は質問したくなると思う。ということは、そのデータというのは、条例が施行されて、そ</p>

	<p>の後どんな動きをしているかということは把握できないし、測るのものすごく難しい。町民の方々、団体も含めていろんな活動をしていった中で、これに則っているか、これに合わせて動いているのかいないのかという調査をしていかないと、把握できないと思う。自治基本条例にその調査が必要かどうかではなく、実際に動いていけばいいものだが、行政としては何かしら実態の把握が必要な気がするので、規則の中でも何でも、行政が必要な検証の仕方というのを記載してもいいかと思う。これは議会に求められるわけでもなく、町民に求められるわけでもなく、必ず行政に求められてくるはずなので。</p>
<p>委員長</p>	<p>いくつか話が出たが、行政の対応を考えるのであれば、「検証」という言葉はあった方がわかりやすいだろうという話があった。すっきりという形では「検証」はない方がいいと思うが、行政が結果的にやるということであれば、「検証」があった方がいいのではないかという話である。まずひとつは、先ほどの委員から提案いただいた、「町は、社会情勢等の変化に対応させるため、必要に応じ検証し、条例の見直しを行います。」という言葉が出てきた。そして、「勘案」という言葉を使わないのであれば「踏まえ」のままでいいという話、「～を対応させるため」という言葉に替えるのかどうかという話があった。また、「検証」を入れるかどうかということも議論しておかなくてはいけない。次に、杉戸町にあるような、「普及啓発」、ここでは「推進」という言葉に替えてもいいのかもしれないが、これを入れるかどうかということも本日のうちに決めさせていただきたい。まず、「踏まえ」というのを「～に対応させるため」に変えた方がいいかどうか、次に、「検証」という言葉を入れることについて、皆様の意見を伺いたい。先に、これについて加藤委員と飯塚委員から説明を受けた上で決をとりたいと思う。</p>
<p>加藤</p>	<p>「～に対応させるため」と「踏まえ」については、皆様の日本語的な好みの問題も恐らく大きいと思うので、感覚的な問題だと思う。「検証」に関しては、個人的には入った方がいいと思うが、そもそもどのようにこれを検証する課ということが難しい問題ではある。いろんな条例や規則に書かれているが、実際に検証できているかという、あまりできていないというのが実態だと思う。ただ、条例に「検証」という言葉を入れるのは大切だと個人的に思うので、検証することは難しいにしても、そういうことに取り組む姿勢というのが大切だと思う。現実的に難しかったとしても、文言として入る必要はあると思う。</p>
<p>飯塚</p>	<p>社会情勢が変化しても、自治基本条例そのものを変える必要はない場合もある。そう考えると、「社会情勢等の変化に対応するため」という記載の仕方はあまり適切ではないかもしれない。また、「検証」という言葉の位置、場所であるが、「必要に応じ検証し」となると、検証すること自体が「必要に応じ」ということになってしまうので、「検証」という言葉を入れるのであれば、場所が重要かと思う。</p>
<p>委員長</p>	<p>場所については、例えば「変化を検証し」となるということによろしいか。</p>
<p>飯塚</p>	<p>その方がいいと思う。</p>

<p>委員長</p>	<p>まとめると、「踏まえ」か「対応させるため」かに関しては、飯塚委員は「踏まえ」の方がいい、加藤委員はどちらでもいいという意見であった。次に、「検証」については2名ともあった方がいいということであった。ここで決をとりたいと思う。まず、「踏まえ」というのと「対応させるため」という2つのどちらがいいかということと、「検証」を入れるか入れないかという2点を決めたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「～を踏まえ」がいいか、「～に対応させるため」がいいか。</li> </ul> <p>①「～を踏まえ」 6人 ②「～に対応させるため」 2人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「検証」を入れるか、入れないか</li> </ul> <p>①入れる 7人 ②入れない 1人</p>
<p>委員長</p>	<p>本日の議論はここまでとなるが、「踏まえ」ということと、次回は「検証」をどこに入れるかというのを考えなくてはいけないので、「検証」に関しては多数決により「入れる」ということで決定したい。また、「推進」については、次回入れることを前提に議論をさせていただきたい。</p> <p><b>4 次回の開催日について</b>      次回の開催は4月下旬から5月上旬にかけての間で、詳細は後日通知となった。</p> <p><b>5 その他</b></p> <p><b>6 閉会</b>      それでは以上を持ちまして第25回利根町自治基本条例検討委員会を終了します。お疲れ様でございました。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>